

土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令案の概要

平成30年 8 月
農 林 水 産 省

1 趣旨

土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号。以下「改正法」という。）においては、土地改良事業に参加する資格（以下「事業参加資格」という。）の交替に係る農業委員会の承認手続の見直し、総代選挙における選挙管理委員会の管理の廃止等が措置されたところ。本政令案は、改正法の施行に伴い、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）等について、所要の規定の整備を行うものである。

2 改正の概要

(1) 土地改良法施行令の一部改正

ア 農用地の所有者から耕作者へ事業参加資格を交替するには、耕作者が資格交替の申出書を農業委員会に提出するとともに、農業委員会が遅滞なく、その旨を公告することとする。

（土地改良法施行令第1条の5関係）

イ 総代の選挙について選挙管理委員会の管理が廃止されることに伴い、総代の選挙に関する手続規定を削除する。

（土地改良法施行令第4条から第47条まで関係）

ウ 準用規定の整理その他所要の規定の整理を行う。

(2) 地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）の一部改正

改正法の施行に伴う条項移動の規定の整理を行う。

3 施行期日

改正法の施行の日（平成31年4月1日）。ただし、一部の規定（準用規定の整理を行う規定）については、公布の日。